

東京都江東区門前仲町一丁目 3 番 5 号 山岡ビル 3 階
株式会社ヨット

返戻金制度

採用決定者が入社後、採用決定者本人の責による解雇または本人の都合により、就業日より 6 ヶ月（もしくは 3 ヶ月）以内に退職した場合、原則、同等の能力を有する人材を解雇又は退職から 1 ヶ月以内に推薦する。

人材の推薦が困難な場合、または再度の推薦人材を採用企業が採用しない旨を決定した場合等は、紹介手数料に以下の乗率により算出した金額を採用企業に返戻する。

但し、採用企業と弊社にて別途合意した場合はそれを優先する。

就業日より 1 ヶ月以内	60%
就業日より 2 ヶ月以内	30%
就業日より 6 ヶ月以内（もしくは 3 ヶ月以内）	15%

尚、特殊要因により退職した場合は、採用企業と協議の上、金額を決定する。

以上